○黒滝村空家除却補助金交付要綱

平成31年3月15日 要綱第7号

(趣旨)

第1条 村は、将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある空家について、所有者等による適 正な管理を推進するため、村内に存する空家の所有者等に対し、予算の範囲内において補 助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空家 人の居住の用に供していた村内に所在する住宅(併用住宅及び長屋を含む。) で1年以上居住されていないものをいう。
 - (2) 併用住宅 人の居住の用に供する部分及び店舗、事務所その他の人の居住の用に供する部分以外の部分を併せもつ住宅をいう。
 - (3) 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住 宅をいう。
 - (4) 危険空家 不良住宅である空家をいう。
 - (5) 旧耐震空家 昭和56年5月31日以前に建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条 第1項に規定する確認を受けて建築された空家をいう。
 - (6) 除却工事 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(補助対象の空家)

- 第3条 補助の対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、危険空家又は旧耐震 空家であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 所有者が、個人(法人と共有する場合の個人を含む。)であること。
 - (2) 併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であり、住宅部分以外の部分が店舗又は事務所として利用されていないこと。
 - (3) 補助の申請時において、原則として所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者より除却について同意を得ていること。
 - (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第14条第3項の規 定による措置命令を受けていないこと。
 - (5) 公共事業等の補償の対象となつていないこと。

- (6) 危険空家にあつては、現地調査等において、住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)別表第1住宅の不良度の測定基準に基づく外観から確認できる不良度が100点以上のものであること。
- (7) 旧耐震空家にあつては、黒滝村既存木造住宅耐震診断事業実施要綱(平成19年要綱 第2号)に規定する補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 所有者及び補助対象者が、当該空家の固定資産税を滞納していないこと。
- (9) 宗教上の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを目的とする施設でないこと。

(補助対象者)

- 第4条 補助の対象となる者は、本村の村税の滞納がない個人で、次の各号のいずれかに該 当するものとする。
 - (1) 補助対象空家の所有権を有する者(登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者 として記録されている者又はその相続人に限る。以下「所有者等」という。)であるこ と。
 - (2) 区分所有の長屋の場合にあつては、他の区分所有の長屋の所有者全員の除却についての同意を得た所有者等であること。
 - (3) 前2号に規定する者から補助対象空家の除却についての同意を得た当該空家が所在する土地の所有者又はその相続人であること。
 - (4) 補助対象空家を法的に所有している者と認められる者
- 2 前項の補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。
 - (1) 補助対象空家が共有である場合又は補助対象空家に所有権以外の権利の設定がある場合において、当該共有者(補助金の交付の申請をしようとする者が共有者の1人である場合にあつては、当該補助金の申請をしようとする者を除く。第9条第2項第8号オにおいて同じ。)又はその他権利を有する者から補助対象空家の除却について同意を得られない者
 - (2) 借地に所在する空家の場合にあつては、当該借地の所有者又はその相続人の除却についての同意を得られない者
 - (3) 不動産販売又は不動産貸付の業のために除却を行う者
 - (4) 黒滝村暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団員等又はそれらと密接な関係を有している者
 - (5) 当該年度中に本補助金の交付を受けた者(生計を一にする者も含む)

(補助対象の工事)

- 第5条 補助金の交付対象となる除却工事は、補助対象空家を除却し、原則として当該空家 の所在する敷地を更地にする工事であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 削除
 - (2) 工事に要する費用(以下「除却工事費」という。)が、10万円以上であること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号) 別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること。
 - (4) 規則第7条の規定による交付決定通知書の通知の日以降に契約し、及び着手する工事であること。
 - (5) 規則第7条の規定による交付決定通知書の通知を受けた年度内に終了する工事であること。
- 2 補助金の交付対象となる除却工事費は、空家の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地 の整備に要する費用とし、空家本体に附属しない敷地外の工作物(物置、門扉、塀等)、 庭木及び車両の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

(補助額)

第6条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は次の表のとおりとし、補助額は 50万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。なお、5万円に満たない場合は交 付しないものとする。

事業	経費	補助率
危険空家除却事業	空家の除却工事に要する費用	経費の2分の1以内
旧耐震空家除却事業		

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り 捨てた額とする。

(交付の制限)

- 第7条 補助金の交付は、1対象者当たり1件で、補助金交付年度内に完了するものに限る。 (申請書の様式等)
- 第8条 補助金の交付申請は、様式第1号によるものとし、その提出期間は、村長が別に定める。

(記載事項)

- 第9条 補助金の交付申請書への記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 空家の所在地等
 - (2) 空家の所有者等
 - (3) 土地の所有者等
 - (4) 除却工事業者
 - (5) 公共事業等の補償の有無
 - (6) 黒滝村既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の補助金交付の有無
 - (7) 不動産販売又は不動産貸付を業とする者の除却における当該業の目的の有無
- 2 補助金の交付申請に係る添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 付近見取図
 - (2) 現況写真
 - (3) 平面図(延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの)
 - (4) 空家の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の評価証明書)
 - (5) 空家が所在する土地の登記事項証明書
 - (6) 除却工事事業者が第5条第1項第3号に規定する許可又は登録を受けていることを 証明する書類の写し
 - (7) 除却工事事業者からの見積書の写し
 - (8) 次の場合にあつては、申請者以外の該当者全員の除却に係る同意書(様式第2号) 又はそれに代わるもの
 - ア 相続人が2人以上である場合
 - イ 区分所有の長屋の場合
 - ウ 土地の所有者又はその相続人が申請する場合
 - エ 登記事項証明書にその他権利の設定がある場合
 - オ 登記事項証明書に2人以上の共有者の記載がある場合
 - カ 借地に所在する空家の場合
 - (9) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合にあつては、所有者と申請者の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
 - (10) 第4条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、当該空家の所有者と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係説明図

- (11) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任 状
- (12) その他村長が必要と認める書類

(交付決定通知書等の様式)

- 第10条 交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 2 村長は、審査及び現地調査等の結果、補助金を交付しないときは、空家除却補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付決定に関する審査基準は、次の要件を踏まえて総合的に判断するものとし、 審査方法は別途村長が定める。
 - (1) 空家の不良度
 - (2) 地域要件
 - (3) 解体後の後地利活用見込み
 - (4) 同一申請者への補助金交付件数
 - (5) その他事案

(変更又は中止の承認申請)

- 第11条 補助事業者等は、前条の交付決定通知書を受けた後、補助事業等の内容を変更し、 又は補助事業等を中止するときは、空家除却工事内容変更(中止)申請書(様式第5号) を速やかに村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による申請に基づき変更又は中止を認めたときは、空家除却補助金 交付変更(中止)決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。 (状況報告)
- 第12条 補助事業者等は、村長の要求があつたときは、補助事業等の遂行の状況について、 当該要求に係る事項を書面で村長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第13条 実績報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(添付書類)

- 第14条 前条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 除却工事請負契約書の写し
 - (2) 除却工事費の領収書の写し
 - (3) 除却後の現況写真

- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し
- (5) 適正管理に係る誓約書(様式第8号)
- (6) その他村長が必要と認める書類

(実績報告書の提出時期)

第15条 第13条の実績報告書の提出時期は、補助事業等の完了(補助事業等の廃止の場合を含む。第18条第2項において同じ。)後30日以内とし、提出期限は村長があらかじめ定める期限までとする。

(補助金の額の確定通知)

第16条 第13条の実績報告書の審査確認後の補助金の額の確定通知の様式は、様式第9号 のとおりとする。

(補助金の交付)

- 第17条 村長は、第13条の実績報告書の審査確認による補助金の額の確定後、補助事業者 等からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。
- 2 前項の請求は、空家除却補助金交付請求書(様式第10号)によるものとする。 (書類の整備等)
- 第18条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌 会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第19条 この要綱に基づき村長に提出する書類は、補助事業担当課を経由しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要綱第14号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年要綱第10号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

(-1-11-)		年	月	日
(宛先)	黒滝村長			
	申請者 郵便番号			
	住 所			
	氏 名		()
	電話番号			
	黒滝村空家除却補助金交付申請書			

空家除却補助金の交付を受けたいので関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、空家除却補助金の交付申請に当たり、空家の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び 村税等の納付状況を審査照会することについて同意します。

	1										
	所在地	黒滝村									
空家の	建築年月日			4	年	月		日			
所在地等	種 類	□住宅			延床面積	漬	m³う	ち、住宅	部分		m²)
	15 //		事業	廃業年 月	目 (年	月		月)	
空家にな	こった時期				年		月				
空家の	住 所										
所有者等	氏 名				(申	請者と	の関係)	
土地の	住 所										
所有者等	氏 名				(申	請者と	の関係)	
除却工事	所在地	黒滝村									
業者	名 称	(電話番号)									
	番号										
除却工事	事予定期間		年	月	日から		年	月	目	まで	
	後の跡地利活										
	方法										
第3条第	5号の確認	□ 除却工事を行う空家は公共事業等の補償の対象になっていません。									
第3条第	第3条第6号の確認		□ 黒滝村木造住宅耐震改修補助金の交付は受けていません。								
第4条第2項第3号		□ 不動	産販売)	又は不動	産貸付	を業と	する者が	、当該	業のた	めに除去	を行
の確認		うもの	のではる	ありませ	ん。						
過去の申請歴		□ なし		[□あり	:	年度	(受付	番号)	
村除却記				円	(補助対象	象額			円)		
入欄補助金	金交付申請額			円	(1,000円	未満は	切り捨て)			

添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 現況写真
- (3) 平面図 (延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの)
- (4) 空家の登記事項証明書 (未登記の場合にあっては、現年度の固定資産税納税通知書の写し 又は現年度の評価証明書)
- (5) 空家が所在する土地の登記事項証明書
- (6) 村内事業者が第5条第1項第3号に規定する許可又は登録を受けていることを証明する書 類の写し
- (7) 除却工事を発注する村内事業者からの見積書の写し
- (8) 除却に係る同意書又はそれに代わるもの
- (9) 相続人が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、所有者と申請者の相続関係 が確認できる戸籍謄本及び相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
- (10) 第4条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、 当該空家の所有者と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本及び相続関係説明図
- (11) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、補助金の交付を受けようとする者の委任状
- (12) その他村長が必要と認める書類

備考

- 1 除却工事の着手は、補助金の交付決定後に行ってください。審査の結果、不交付となる場合 があります。
- 2 この調査によって危険空家と判定された場合は、補助金の交付の有無にかかわらず行政指導 等の対象となります。
- 3 交付決定を受けた空家の存する地番情報については、地方税法(昭和25年法律第226号)第 353条第1項の規定に基づき、適正な課税業務を目的に税務担当課に情報提供させていただきます。
- 4 除却工事の完了後、翌年度から土地の固定資産税額が増額になる場合があります。

参考 住宅地区改良法施行規則 別表第一 住宅 (鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)の不良度の測定基準 (平 13国交令125・旧別表・一部改正)

(い)	(ろ)	(kt)	(に)	(ほ)
評定区分評定項目		評定内容	評点	最高 評点
一 構造一般 の程度	(一) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である もの	10	50
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(二) 柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五セ	20	
		ンチメートル未満のもの		
	(三) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独	25	
		立性を確保するため適当な構造でないもの		
	(四)床	主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満	10	
		のもの又は主要な居室の床がないもの		
	(五) 天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のも	10	
		の又は主要な居室の天井がないもの		
	(六) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
二 構造の腐	(一) 床	イ 根太落ちがあるもの	10	100
朽又は破 損の程度		ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているも の	15	
	(二) 基礎、土台、	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、	25	
	柱又ははり	又は破損しているもの等小修理を要するもの		
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しい	50	
		もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土		
		台又は柱の数ケ所に腐朽又は破損があるもの等		
		大修理を要するもの		
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形	100	
		が著しく崩壊の危険のあるもの		
	(三)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又	15	
		は破損により、下地の露出しているもの		
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又	25	
		は破損により、著しく下地の露出しているもの又		
		は壁体を貫通する穴を生じているもの		
	(四)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨	15	
		もりのあるもの		
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏	25	
		板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つた		
		<i>₺の</i>		
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50]
三 防火上又	(一) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
は避難上		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上ある	20	
の構造の		もの		
程度	(二) 防火壁、界壁	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁	10	
	等	等が不備であるため防火上支障があるもの		
		ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁	20	
		等が著しく不備であるため防火上危険があるも		

				0		
		(三)	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
		(四)	廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備である	10	
				ため避難上支障があるもの		
				ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備	20	
				であるため避難上危険があるもの		
四	電気設備	(一) 電灯		主要な居室に電灯がないもの	20	30
		(二) 灯	共用部分の電	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10	
Ŧ i.	給水設備	()	水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		(二)	給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15	
				ロ 雨水等を直接利用するもの	30	
		(三)	水栓の使用方	イ 水栓を共用するもの	10	
		法		ロ 水栓を十戸以上で共用するもの	20	
六	排水設備	(一)	汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30
				ロ 汚水の排水設備がないもの	20	
		(二)	雨水	雨樋がないもの	10	
七	台所	(一)	台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二)	台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続が	10	1
				ないもの		
				ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
		(三)	台所の使用方	イ 台所を共用するもの	10]
		法		ロ 台所を十戸以上で共用するもの	20]
八	便所	(一)	便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二)	便所の位置	便所が戸内にないもの	10	
		(三)	便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5	
				ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
		(四)	便所の使用方	イ 便所を共用するもの	10	
		法		ロ 便所を十戸以上で共用するもの	20	

備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 黒滝村長

同意者 住 所 氏 名 電話番号

除却に係る同意書

私は、次の地番の空家について黒滝村空家除却補助金の申請をするに当たり、申請者が当該空家を 除却することに同意し、空家の除却ついて問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、空家除却補助金の交付申請に当たり、空家の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び村 税等の納付状況を照会することについて同意します。

1 空家所在地 黒滝村

2 申請者

 住 所

 氏 名

 電話番号

- 3 申請者との関係
- (1) 空家の所有者の相続人
- (2) 長屋における他の区分所有者
- (3) 空家の所有者
- (4) 空家の所有者以外の権利者
- (5) 空家の共有者
- (6) 空家が所在する土地の所有者

様式第3号(第10条関係)

第 号

年月日

様

黒滝村長 印

黒滝村空家除却補助金交付決定(変更)通知書

年月日付けで申請のあった黒滝村空家除却補助金については、審査の結果、下記の通り 決定しましたので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金交付 決定(変更)額金

円

- 2 補助金交付の条件
- (1) 補助対象工事は、年 月末日までに完了してください。
- (2) 補助対象工事が完了した場合、完了後速やかに黒滝村空家除却補助金実績報告書を関係書類と共に提出して下さい。
- (3) 補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

様式第4号(第10条関係)

第 号

年月日

様

黒滝村長 印

黒滝村空家除却補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった黒滝村空家除却補助金については、審査の結果、下記の通り 不交付となりましたので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

【理由】

様式第5号(第11条関係)

黒滝村空家除却補助金変更 (中止) 申請書

年月日

黒滝村長様

申請者 住所

氏名 印

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた黒滝村空家除却補助金について、申請内容に変更が生じたので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第 11 条の規定により申請します。

※すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

	所在地	黒滝村
空 家 の 所在地等	建築年月日	年 月 日
	種 類	□住宅 □併用住宅(延床面積 m³うち、住宅部分 m²) 事業廃業年月日 (年 月 日)
空家にな	よった時期	年 月
空家の	住 所	
所有者等	氏 名	(申請者との関係)
土 地の	住 所	
所有者等	氏 名	(申請者との関係)
12年11十十十	所在地	黒滝村
除却工事 業者	名 称	(電話番号)
	番号	
除却工事	事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
第3条第	5号の確認	□ 除却工事を行う空家は公共事業等の補償の対象になっていません。
第3条第	6号の確認	□ 黒滝村木造住宅耐震改修補助金の交付は受けていません。
	2項第3号	□ 不動産販売又は不動産貸付を業とする者が、当該業のために除却を行う
の確認		ものではありません。
過去の申請歴		□ なし □あり : 年度(受付番号)
14 14	工事変更額	円(補助対象額 円)
記(変更後の額)		
入 補助金変更額 欄 (変更後の額)		円 (1,000円未満は切り捨て)
7网(发	文及が假)	

※添付書類 変更に係る資料 (見積書、図面等)

様式第6号(第11条関係)

第 号

年月日

様

黒滝村長 印

黒滝村空家除却補助金交付変更(中止)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった黒滝村空家除却補助金については、審査の結果、下記の通り 交付変更(中止)となりましたので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第 11 条の規定により通 知します。

【理由】

【中止の理由】

様式第7号(第13条関係)

黒滝村空家除却補助金実績報告書

年月日

黒滝村長様

申請者

住所

氏名 印

年月日付けで交付決定を受けた黒滝村空家除却補助金について、除却工事が完了したので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

空家	所 在	地	黒滝村大字					
	名	称						
施工業者	住	所	黒滝村大字					
	連絡	先						
除却工	事の内	容						
工事写	実 施 期	間	年	月	日~	年	月	日
除却	工 事 金	額					円(税)	즈)
補助金	対 象 経	費					円(税i	즈)

※添付書類

- (1) 除却工事に係る請負契約書の写し
- (2) 除却工事に係る領収書の写し
- (3) 除却工事施工中・工事後の現場写真
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書等の写し
- (5) 適正管理に係る誓約書(様式第8号)
- (6) その他村長が必要と認める書類

様式第8号(第14条関係)

年月日

黒滝村長様

申請者

住所

氏名 印

黒滝村空家除却補助金の適正管理に係る誓約書

私は、黒滝村空家除却補助金の実績報告にあたり、黒滝村空家除却補助金交付要綱第14条の規定により、当該補助金の交付を受けた空家の除却に関して、除却後の空き地等を周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることを誓約します。

なお、下記事項のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い、既に交付された黒滝村空家除却補助金を返還します。

- 1、虚偽の申請又は不正の行為により、黒滝村空家除却補助金の交付決定を受けたとき。
- 2、交付決定の内容又はこの要綱及び誓約に違反したとき。

様式第9号(第16条関係)

第 号

年月日

様

黒滝村長 印

黒滝村空家除却補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった黒滝村空家除却補助金について、下記のとおり交付額が確定したので、黒滝村空家除却補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

• 補助金交付確定額

円

様式第10号(第17条関係)

黒滝村空家除却補助金請求書

年月日

黒滝村長様

申請者

住所

氏名

印

黒滝村空家除却補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求 します。

記

1 請求金額

円

2 振込口座

金融機関名	銀行・農協・金庫
	本店・支店・本所・支所
口座の種類	普通(総合) ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏 名

- 様式第1号(第8条関係)
- 様式第2号(第9条関係)
- 様式第3号(第10条関係)
- 様式第4号(第10条関係)
- 様式第5号(第11条関係)
- 様式第6号(第11条関係)
- 様式第7号(第13条関係)
- 様式第8号(第14条関係)
- 様式第9号(第16条関係)
- 様式第10号 (第17条関係)